

(昭和59年10月8日)

昭和58年3月29日監査第一委員会報告第43号「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」(以下「報告第43号」という。)については、その解釈をめぐっていまだに多くの照会が寄せられていることにかんがみ、その主要な点につき、監査第一委員会の考え方を下記のとおり要約して実務の参考に供します。

記

1. 報告第43号のねらい

(1) 報告第43号は、税務上の圧縮記帳について監査上の緩和的な取扱いを定めていた旧監査委員会報告第23号を廃止することにより、固定資産に関する会計の正常化を図ることをねらいとしている。したがって、昭和58年10月1日以後終了する事業年度においては、税務上の直接圧縮方式によって計上された固定資産の貸借対照表価額を監査上妥当なものとするかどうかは、取得原価主義の基本にもどり、企業会計原則又は商法第285条の規定にてらして適正又は適法であるかどうかによって判断されることになる。

なお、この報告第43号による措置は、昭和56年の商法第287条の2の規定の改正により、引当金に関する会計の正常化が行われたことに対応してなされたものである。

(2) 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三「有形固定資産の減価償却について」(昭和35年6月22日企業会計審議会中間報告)によれば、自己所有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得原価とするとされている。税務上は、交換であっても、取得資産の取得原価は取得資産の適正な時価額とされ、この価額と譲渡資産の帳簿価額との差額は差益金とされるのが原則であるが、課税所得の計算にあたっては、圧縮記帳の技法により、差益金相当部分につき上記税務上の取得資産の取得原価を圧縮することが認められている。この圧縮後の価額は、上記の企業会計上の価額と一致することになる。

このように、税務における圧縮記帳の中には、企業会計上の利益と税務上の利益の認識が異なることから生ずる取得原価の相違を本来の企業会計上の取得原価に調整する機能を果たしているものもある。

報告第43号の「監査上の取扱い」の1及び2は、このことを留意的に示したものであって、1は交換の場合、2は交換に準ずる場合である。いずれも、税務上の圧縮記帳に関して、緩和的な特別の監査上の取扱いを定めるものではない。

2. 交換に準ずるものの考え方

(1) 報告第43号の「監査上の取扱い」の2では、「収用等により資産を譲渡し新たに取得した資産が、譲渡資産と同一種類、同一用途である等取得資産の価額として譲渡資産の帳簿価額を付すことが適当と認められるときに、譲渡益相当額をその取得価額から控除した場合は、監査上妥当なものとして取り扱うものとしている。これは、収用による固定資産の譲渡は、企業の意思にかかわらず、社会的要請によって行われるものであり、譲渡資産と取得資産との間に同一性、連続性が認められる場合には、経済的実質において交換取引の場合と同様の効果があるので、交換に準ずるものと考えられるからである。

(2) 収用とは関係なく特定資産の買換えにより取得した固定資産についても、固定資産の譲渡が社会的要請によるものであり、かつ譲渡資産と同一種類、同一用途である等、譲渡資産との間に同一性、連続性が認められる場合には、交換に準ずるものとして、認められるものもあろうと考える。

社会的要請によると認められる具体例として、次のようなものが考えられる。

① 租税特別措置法第65条の7の第1項の別表のうち、第2号、第3号、第4号及び第6号に定める固定資産の移転に基づく譲渡

第2号 大気汚染規制区域内のばい煙発生施設の移転

第3号 騒音規制地域内の騒音発生施設の移転

第4号 水質汚濁規制水域内の排水施設施設の移転

第6号 航空機騒音障害区域内の固定資産の移転

② 地域社会の環境保全のための住民の集団的要請による固定資産の移転

(3) 社会的要請の有無は、固定資産の取得に関してではなく、譲渡に関して検討すべきであり、その検討は個々の取引について個別に行われるべきものとする。

(4) 同一用途であるかどうかを判定する場合の用途とは、主として工場用、店舗又は事務所用、倉庫用等に区分し、主たる用途に付随する施設は、その主たる用途（例えば、工場敷地内の社宅用地は工場用とする。）に含めて判断することでできると考える。